（人材戦略企画室）

第十一条　［略］

2　人材戦略企画室においては、令第十二条第三号及び第五号に掲げる事務のうち多様な人材の活用推進に関する政策の企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。

［３・４　略］

（監察官）

第十二条　［略］

2　監察官は、命を受け、令第十二条第二号及び第四号に掲げる事務をつかさどる。

（会計企画官）

第十三条　［略］

2　会計企画官は、命を受け、令第十三条第一号から第五号まで及び第七号に掲げる事務のうち重要事項に係るものの企画及び立案に参画する。

（監査室）

第十四条　［略］

2　監査室においては、令第十三条第六号及び第九号に掲げる事務をつかさどる。

［３・４　略］

（装備室）

第十五条　［略］

2　装備室においては、令第十三条第十号から第十二号まで及び第十四号に掲げる事務をつかさどる。

［３・４　略］

（厚生管理室）

第十六条　［略］

2　厚生管理室においては、令第十四条第三号から第七号までに掲げる事務のうち警察職員の健康の保持増進及び安全の確保に関する事務をつかさどる。

［３・４　略］

（犯罪被害者支援室）

第十七条　［略］

2　犯罪被害者支援室においては、令第十四条第十一号から第十四号までに掲げる事務をつかさどる。

［３・４　略］

（通信運用室）

第十八条　長官官房通信基盤課に、通信運用室を置く。

2　通信運用室においては、令第十五条第一号及び第二号に掲げる事務をつかさどる。

3　通信運用室に、室長を置く。

4　室長は、命を受け、通信運用室の事務を掌理する。

第二款　生活安全局

（生活安全企画官）

第十九条　［略］

2　生活安全企画官は、命を受け、令第十八条第一号から第六号までに掲げる事務のうち重要事項に係るものの企画及び立案に参画する。

（人材戦略企画室）

第八条　［同上］

2　人材戦略企画室においては、令第十条第三号及び第五号に掲げる事務のうち多様な人材の活用推進に関する政策の企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。

［３・４　同上］

（監察官）

第九条　［同上］

2　監察官は、命を受け、令第十条第二号及び第四号に掲げる事務をつかさどる。

（会計企画官）

第十条　［同上］

2　会計企画官は、命を受け、令第十一条第一号から第五号まで及び第七号に掲げる事務のうち重要事項に係るものの企画及び立案に参画する。

（監査室）

第十一条　［同上］

2　監査室においては、令第十一条第六号及び第九号に掲げる事務をつかさどる。

［３・４　同上］

（装備室）

第十二条　［同上］

2　装備室においては、令第十一条第十号から第十二号まで及び第十四号に掲げる事務をつかさどる。

［３・４　同上］

（厚生管理室）

第十三条　［同上］

2　厚生管理室においては、令第十二条第三号から第七号までに掲げる事務のうち警察職員の健康の保持増進及び安全の確保に関する事務をつかさどる。

［３・４　同上］

（犯罪被害者支援室）

第十四条　［同上］

2　犯罪被害者支援室においては、令第十二条第十一号から第十四号までに掲げる事務をつかさどる。

［３・４　同上］

［条を加える。］

第二款　生活安全局

（生活安全企画官）

第十五条　［同上］

2　生活安全企画官は、命を受け、令第十五条第一号から第六号まで並びに第十六号及び第十七号に掲げる事務のうち重要事項に係るものの企画及び立案に参画する。